

第5期 第27回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年10月6日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 403会議室
3. 出席委員(26人)
4. 欠席委員(4人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第1号 専決処理事案について (7件)
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の許可申請について (5件)
 - 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
 - 議案第5号 農用地利用集積計画書に係る意見について (1件)
 - その他
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、只今から第27回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員会の出席者は、農業委員総数30名中26名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告させていただきます。それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。今日は、青空の下、非常に良い天気になっているんですが、この秋は雨が多くて、大変ご苦勞されたかと思います。収穫の方も、早生品種については終わりましたが、これからは中生系統の収穫に入ってくるものと思っております。ご承知のように、次期の改選時から農業委員会法の改正によって、農業委員の選出方法が変わりますが、先般、4日に検討委員会を持ちまして、その内容について、今回は条例案等を決めていかないといけないので、その素案作りをしています。また、本日はそのことについても後でご相談するかと思うんですけど、よろしくをお願いします。

本日は、16件の案件ですが、慎重な審議をお願いして、ご挨拶といたします。よろしくをお願いします。

本日の欠席委員さんは、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんとなっております。

続きまして、議事録署名人の指名ですが、恒例によって、私の方から指名させていただきますと思います。本日は、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、よろしくをお願いします。

それでは議案審議16件について、審議を行ったらと思います。まず議案第1号、専決処理事案についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理。

1番 渡人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、145㎡。〇〇、畑、175㎡。計2筆。計320㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、個人住宅。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

2番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇、畑、582㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、分譲宅地。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

3番 渡人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇、田、248㎡。〇〇、田、327㎡。計2筆。計575㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、分譲宅地。志津川土地区画整理事業内農地で所有権移転を実施します。

(2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の受理。

農業経営基盤強化促進法関係。

4番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○。土地は、○○、田、222㎡。賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,304㎡。○○、田、1,338㎡。計2筆。計2,642㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

農地法関係。

6番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,396㎡。○○、田、571㎡。○○、田、1,090㎡。○○、田、355㎡。○○、田、369㎡。○○、田、486㎡。計6筆。計4,267㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

7番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,075㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。以上です。

○会長

只今、事務局より専決処理事案7件について説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、議案第1号、専決処理事案については承認してよろしいでしょうか。

(承認)

○会長

第1号議案を承認します。続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請について、1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請について。

番号8番 転用者 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、81㎡。○○、田、1,138㎡。○○、田、224㎡。計3筆。計1,443㎡。都市計画は、都市計画区域外。農地区分は、第2種農地。他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は、植林。開発許可は、不要。転用許可は、必要。平成28年6月9日第23回委員会で除外意見決定された案件でございます。以上です。

○会長

これは、以前にも審議しました植林の案件ですが、地元、〇〇委員さん、よろしくお願ひします。

○委員 〇〇委員

今、事務局の方で説明をされたとおりです。6月の農業委員会で、除外の意見が決定ということになりますが、念のため、先日、現地を確認しました。審議には影響無いと思うんですけど、かなり整然と下草を刈ってクヌギを植えているというような状況でございます。よろしく、ご審議をお願いします。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

一旦、除外の段階で審議しておりますので、早速採決に移ったらと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願ひします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の許可申請について。

番号9番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇、田、1, 5 2 2 m²の内 3 0 0 m²。都市計画は、都市計画区域外。農地区分は、農用地区域内農地。農振整備計画において、定められた農用地区域内にある農地という理由から農用地区域内農地と判断されます。転用目的は、露天資材置場。権利内容は、使用貸借権設定。開発許可は、不要。転用許可は、必要。簡易水道改良工事に伴う一時転用でございます。以上です。

○会長

これも地元は、〇〇委員さん、よろしくお願ひします。

○委員 〇〇委員

7ページの図面を見てください。この丸のところなんですけど、その上に、丸にちよつとかかっているんですけど、狩場地区簡易水道がありますが、ここは河之内の狩場地区、

簡易水道をやっていたんですけども、上水道に切り替えるということで、この簡易水道のこの場所に配水池を設けるということで、配管等の工事を行います。それで砂利とか砂を申請の場所に一時的に保管をするということで、一時的な転用ということでございます。期間は、10月から1月末ということで、本日のご審議で決定頂きますと、資材を置くという事になります。これも現地の確認はいたしております。よろしく、ご審議お願いいたします。

○会長

只今、地元、〇〇委員さんから説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

○委員 〇〇委員

この案件に異議があるということではないんですが、実は私も地元でこれと同じようなことが起こりまして、どうも業者さんも貸し手の農地の所有の人も転用がいるという事を全く知らないというような感じで、一応指導はしているんですが、農業委員会の事務局の方から広報とか、建設業者の建設業協会に、こういう指導をして頂けないものかということで意見を述べた訳です。以上です。

○会長

その辺り、事務局どうですか。

○委員 〇〇委員

東温市内の業者さんは、いつもこういう感じで許可の申請されているんですけど、他の市外の業者さんは、どうも知らないというか、周知してないような業者さんがおられますので。

○事務局

今、言われた東温市内については、年1回広報に載せていると思います。それと東温市の建設業協会さんに対しては、正確な日は忘れたんですけど、パンフレットをお持ちして建設業協会の会合の時に周知してくださいということで行っております。今、言われた市外の方については、特段、アプローチはしていないので、今のホームページに載っているか確認して、市外の方については、ホームページぐらいで周知するぐらいしかないかなと思うんですけど、確認して、もし無ければ載せるようにしたいと思います。

○会長

以前にも、この問題出まして、市内の業者さんについては、建設業組合を通して周知はしておるんですが、市外の関係者については、そこら辺がなされていなかったという事はあると思いますので、またその辺りは事務局の方で、出来る限りの対応はしてもらいたいと思いますので、よろしく願いしておいたらと思います。

他にございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

採決してよろしいでしょうか。この件に、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、10番の件について、事務局より説明願います。

○事務局

番号10番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○。○○ 破産管財人 弁護士 ○○さん。土地は、○○、畑、57㎡。都市計画は、都市計画区域外。農地区分は、第2種農地。他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は、建設資材置き場。権利内容は、所有権移転。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

これは、地元は○○委員さん。

○委員 ○○委員

前々回でしたっけ、出ていましたが、地目は畑となっておりますが、元々、畑とは言い難いところでありまして、現在は周辺の資材置き場としてみんな知っておりますし、元々、今、潰れましたが、○○さんが借りていた土地なんで、周辺部に合わせて取り込みたいということなんです、8ページの地図を見てもらったら、分かるんですが、細長い土地で、少なくとも畑に供するようなどころではありませんので、よろしくお願います。

○会長

只今、○○委員さんから、説明を受けた訳ですが、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決に移りたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、11番の案件を議題とします。

事務局より説明願います。

○事務局

番号11番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、222㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第1種農地。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。転用目的は、分家住宅。権利内容は、使用貸借権設定。開発許可は、必要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

この件については、地元は○○委員さん、よろしく願います。

○委員 ○○委員

それでは、説明いたします。○○さんと○○さんは、○○さんのお孫さんなんです。○○さんが今回、おじいさんおばあさんが高齢になったので、近くに家を建てて農業を手伝いたいということで、こちらの方に帰ってくるそうなんです。それで現地にも行って周辺にも聞いてみたんですけども、周辺について、影響はないんだということで、ぜひ近くに家を建てて、じいちゃん、ばあちゃんを手伝いたいというようなことをございます。よろしく願います。以上です。

○会長

只今、○○委員さんから説明を受けた訳ですが、分家住宅の件について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

採決いたします。この件に、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、12番について事務局より説明願います。

○事務局

番号12番 渡人 ○○ ○○さん。受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、779㎡。○○、田、260㎡。○○、田、216㎡。計3筆。計483.79㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第2種農地。鉄道の駅からおおむね500m以内にある農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は、農家住宅。権利内容は、所有権移転。開発許可は、不要。転用許可は、必要。平成28年4月7日第21回委員会で除外意見決定された案件でございます。以上です。

○会長

12番、農家住宅の件ですが、地元、〇〇委員さん、除外意見決定後、何か新たなことがございますか。

○委員 〇〇委員

それでは、申し上げます。事務局から詳細な説明があったとおりでございます。それで10ページをお開けください。図面が出ていますが、バイパスの北側と牛淵の池の下、西側でございますけど、ここへ農家住宅を、土地の状態もきちっとして現場をみておりますので、問題ないと思いますので、よろしくご検討の程、お願いしたらと思います。以上です。

○会長

4月7日に除外意見が決定された案件ですが、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。採決いたします。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、13番について事務局より説明願います。

○事務局

番号13番 渡人 〇〇 〇〇さん。受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、76.9㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第3種農地。鉄道の駅からおおむね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。転用目的は、露天駐車場。権利内容は、賃貸借権設定。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

只今、事務局より説明をした訳ですが、この件については、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

それでは説明いたします。11ページの13番を見てもらったら思うのですが、渡人の〇〇さん、受人の〇〇さんは〇〇の先生でありまして、現在、〇〇の周辺に駐車場があるんですが、職員さんはだいたい病院の北側に置いているんですけど、患者さんが多

いためか、駐車場が今、満杯で置くところが無い。職員さんの駐車場をこの〇〇、〇〇さんの田んぼを借りまして、ここへ職員さんの駐車場を作るそうです。その車の出入りで騒音もあろうかと思うんですが、近隣の方のご意見では、了承して頂いているそうなので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明を受けた訳ですが、皆さんから何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決に移りたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農用地からの除外。番号14番、所有者 〇〇 〇〇さん。申出者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、516㎡の内279.94㎡。〇〇、田、489㎡の内321.99㎡。〇〇、田、479㎡の内154.19㎡。計3筆。計756.12㎡。都市計画は、都市計画区域外。農地区分は、第2種農地。他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。転用目的は、個人住宅・進入路。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

この件については、〇〇委員さん。ご説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんと〇〇さんは親子でございまして、ここに住宅を建てるということですが、12ページの地図を見ていただいたら分かるのですが、御所というところですが、〇〇さんが山之内の山と重信川を見るのが楽しみで、子どもの頃から見ていたそうですけど、やはり今は、志津川に住んでいるけど、家を建てて山と川を見るのが楽しみで、ここに建てたらということで、申請をしたそうですが、よろしく願いいたします。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明を受けた訳ですが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、15番について、事務局より説明願います。

○事務局

番号15番、所有者 〇〇 〇〇さん。申出者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、594㎡の内190㎡。都市計画は、市街化調整区域。農地区分は、第1種農地。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。転用目的は、農家住宅の敷地拡張・耕作用道路。開発許可は、不要。転用許可は、必要。以上です。

○会長

この件については、地元は、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

屋敷入口に車を何台か停めよるんですけど、その台数が増えて置くところが無いので、ちょっと広げたいという事で、申請があったんですけど、よろしく願いします。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明を受けた訳ですが、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画書に係る意見について1件を議案として上程いたします。事務局より説明願います。

○事務局

農用地利用集積計画書をご覧ください。平成28年度第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。1枚、おめくり下さい。

今回、11月1日開始です。申し出件数は、61件、面積は143,874㎡。その内、期間借地は、13件、面積は37,466㎡となっています。貸し手は58名、借り手は44名です。期間は、1年から10年となっています。中でも5年契約が多いようです。作物別設定面積で米以外5種となっております。米10aあたりの賃借料ですが、現金では最高10,420円、最安6,000円です。現物では、最高66キロ、最低22キロとなっております。地目別では、田 143,777㎡で、畑 97㎡です。詳細につきまして、次のページから期間別、地目別の面積等が記載されておりますのでご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合しているため、各要件をみたしていると考えております。

なお、去年と比べると、申出件数は1件増えており、面積は23,344㎡増えております。期間借地の件数は5件減っており、面積は5,615㎡減っております。賃料に関してですが、現金については去年と比べると最高値が2,238円減少し、最安値も1,500円減少しております。現物についても最高が54kg減っており、最低も5kg減っております。以上です。

○会長

只今、事務局より農用地利用集積計画書の説明がありましたが、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

○会長

無いようでしたら、この内容で承認頂けますか。

(全員承認)

○会長

農用地利用集積計画書については、承認をいたします。

本日の議案審議については、終了です。